

法定外公共物土木工事許可(決定・却下)通知書

様

粕屋町長

印

令和 年 月 日付けで申請のあった法定外公共物の土木工事の許可について、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

土木工事の 目的			
施工場所	粕屋町	対象物件	認定外道路・水路
工事概要			
工事施行 期 間	令和 年 月 許可日から 令和 年 月 日まで		
許可条件	法定外公共物を損傷したときは、直ちに町長に通知し、復旧方法の指示を受け、 原状に回復すること。  その他（ ）		
却下の場合 の理由			

備考 この法定外公共物土木工事許可(決定・却下)について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に糟屋郡粕屋町長に異議申立てをすることができます。